

第3回練馬区障害者差別解消支援地域協議会議事録

- 1 日時 平成29年3月29日(水) 午前11時から12時
- 2 場所 区役所 庁議室
- 3 出席委員 高橋委員、金杉委員、吉岡委員、小原委員、田中委員、山崎委員、榎本委員、押委員、森山委員、市川委員、田中委員、北川委員、安部井委員、古畑委員、美玉委員、石野委員、鈴木委員、田中委員、新居委員(以上19名)
※欠席委員 山形委員、福島委員、松澤委員、的野委員、河合委員、
- 4 傍聴者 1名
- 5 配布資料
 - ① 資料1 障害者差別解消法啓発用パンフレットの作成と活用について
 - ② 資料2 平成29年度 障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組について
 - ③ 委員提供資料 第3回練馬区障害者差別解消支援地域協議会報告

○会長

それでは、次第に沿って進めます。今日は、委員からご報告いただくことになっております。障害者差別では、知的障害者からの相談が少ないということがあり、障害特性からみて、障害者差別の意識に関する認識の問題もなかなか難しい。知的障害者における差別というのはどういうものなのか。社会参加についてはアクセスのさまざまな障壁も、この問題と深く関わりますので、委員からご報告をお願いして、議論を深められたら大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員

知的障害の差別となり得る事例とか、社会参加等へのアクセスの課題等について、話してほしいというご依頼がありましたので、お話しさせていただきます。

知的障害という人は、本当に個別性が高く、多様性も多く、支援がかなり必要な人、という認識があると思います。他の障害と重複している人が非常に多いです。知的障害、広汎性発達障害、学習障害などいろいろなことを持ち合わせていて、また、自閉症スペクトラムというのものもある。一口に知的障害とくくっても、愛の手帳の保持者とくくっても、支援の方法や特性はそれぞれだと思えます。

代表的なことは、理解力や表現力の乏しさやコミュニケーションがうまくいかない。そして、パニックになる。皆さん、ご覧になったことがあると思いますけど、ぴょんぴょん飛んだり、頭を自分でたたいてみたり、自傷行為ともつながっています。そして、失敗経験を重ねてきます。「どうしてこれが

できないの」と言われることも多く、自信のなさにつながる。これは、家族の問題でもあるのです。やはり、障害がはっきりするまで、小学校の中学年ぐらいまでは、親も障害受容ができなくて、とくに中軽度の人は、なかなか本人を認めることができない。いつも「普通」と思いながら、「普通っていったい、どういうものか、言ってみてください」と言われても難しいのですが。いつも、親からは普通と比べられて、自己肯定感の低さもあると思います。

そして、判断をする機会のなさ。例えばコーヒーを飲むか、紅茶を飲むか、という簡単なことでいいのですが、なかなか、自分で判断する機会に恵まれないのです。親が、「今日はどちらの T シャツが着たい？」などを判断させる機会が少ない家庭も多く、判断する経験がないんです。

また、どんなに障害が重くても、感情とか思いは必ず存在していますが、コミュニケーションが難しいので、こちらがなかなか汲み取れない。また説明する力も弱いので、非常にストレスを抱えてしまう。こういうことが、自傷行為につながると思います。

練馬区でも、差別解消に関する知的障害の人からの相談件数があがってこない。実は他区でもそうなのです。どうして上がってこないかというと、親自身も子どもに、「ここでは静かにしなさい」とか、「社会に迷惑はかけていけませんよ」というスタンスで、ずっときたのではないかと思うのです。それで、この差別に対する感受性が、ちょっと弱いのではないかという気がするのです。そしてまた、当事者がこれを社会に訴えきれない。親が、親の責任で育ててきたという意識が非常に強く、社会に迷惑をかけるという意識もあり、表明できなかったのではないかと思い、これは反省すべきところだと思っております。

高齢者の体験としては、車いすに乗ったり、重いものを付けて動く体験があると思うのですが、いま、練馬を含めて各地域の親の会では知的障害の体験に力を入れています。理解・啓発のために活動する「こころのバリアフリー進め隊」とか「キャラバン隊」などと呼ばれています。

例えばマクドナルドが好きだったら、M のマークが集中的に見えてしまうため、大きな道路であっても飛び出していく。視野が狭く興味の幅が狭くなり、マクドナルドのマークしか見えず、興味の対象である 1 つの所に、どのような障壁があっても突き進んでいくというところがあります。急に走り出す原因の一つになることもあります。

聴覚を例にとると、電車の中や大勢いる中で、人と会って話をする時、私たちは無意識に特定の相手の話を選んで聞き取っています。しかし、知的障害の人は、テープレコーダーで録音したように、周囲のすべての音が聞こえてしまうカクテルパーティー現象とよばれる現象があります。そのような状況で、自分の聞きたいことを整理することや、集中して選んで聞き取るところが難しいこともあります。

また、手と目の協応作業というのがあるのですが、手や指、足が自分の思うように自由に動かしにくく、不器用な面もあります。そして、すごく焦ら

されるんです。「早くしてよ」、「さっき言ったじゃないの」という声が多いと思います。窓口など、騒がしい場所で「ここに書いてください」と言われても、集中して聞き取れないことがあるかと思えます。さらに早口でまくし立てられたりすると、気持ちが焦るんです。理解できない上に、そういう環境に置かれると、パニックになってしまうことがあります。キャラバン隊ではこのような状況を体験していただく場を提供しています。

このような状況の中で、どういうことが社会的障壁なのか、差別として相談になり得る事例なのか考えてみますと、例えば説明をしても分からないだろうと思われて、説明もなしに物事が進んでいくこと。キャッチセールスで、高額なプリペイドカードを購入させられていた、ということもありました。コミュニケーションが難しいので、親友とか、自分の気持ちをくみとってくれる人は、とてもありがたい。そして、こういう物を売り付ける人は、とにかく優しいんです。すごく優しくお話しして、「すごくやさしくしてくれる」「自分のことを分かってくれている」と錯覚して高額なものを買わされた人がいました。お金の算段が付かなくて、お金をもらうために親を脅したという話も聞きました。

それから、会議の参加について。練馬区からも時々「当事者を参加させてください」とご依頼があります。そうすると、例えば2時間辛抱して座っていられる人を選んでしまいがちになるんです。「あ、これはいけなかったな」と私たちも反省することがあります。当事者が参加する会議で、自分たちのことに関わることなので色々な人に参加してほしい。会議の際「資料にふりがなをふってくださいね」とは言うけど、お役所の資料に、ふりがながふってあっても、やっぱり理解は難しかったりします。東京都の会議などでは、事前に当事者に説明に来てくれます。ふりがなをふった書類をさらに口頭で説明してくれるんです。そういうことがあります。やはり事前配付される資料は、簡易的に分かりやすい内容で配布していただくと準備もできていいのかなと思います。

私も以前、家族の入院手続きのため、知的障害の人と一緒に病院に行ったことがあります。手続きの方法や費用について、病院の人が説明してくれても分からないのです。私が通訳のように、物事を分かりやすく伝えるために付き添ったことがありました。会議の場などでも、分かりやすく説明してくれる人がいると良いと思います。聴こえない人のためには手話の方、要約筆記の方もいます。知的の人には、分かりやすい説明をしてくれる人がついてくれることが大事なのかなと思います。今後、練馬区の研修センター等でも、そういう研修をしていただけたらありがたいと思います。

つぎに、知的障害の人は何歳になっても子ども扱いされることがあります。施設では何歳になっても「何々ちゃん」と呼ばれることがございます。グループホームでも、手厚くいろんな季節の行事をしてくれます。この前、ハロウィンパーティーというのをやってくれました。扮装していろんな所を練り歩く。今、流行っていますよね。扮装するのはいいのですが「お菓子くれな

いといたずらするぞ、と練り歩いた」という話を聞いて、これは今でいう痛いな一、っていう思いがしたのです。良かれと思ってしてくれるのですが、30、40歳になっているので、その年の健常の人と同等な扱いをしていただきたいと思うことがありました。

また、こだわりにより女子高生に近づき事情聴取された人がいました。本人は説明ができない人なのですが、警察に呼ばれて事情聴取され、署名までさせられていた。他にも、駅等でパニックになったり、道が分からなくてうろろうろしていると、通報されることがあります。親の会でも、警察プロジェクトといって、「こういうことが差別になるよ」という冊子を持って各警察に説明にあがることをございます。

障害者差別解消法は、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に対応すると書かれています。でも、知的障害の人は、この意思を表明することが難しいのです。なので、客観的に「困ってるな」ということが認識できれば、合理的配慮が提供されるなど、一步進んだ対応が必要ではないかと思えます。

法の周知や権利擁護についてですが、法が施行されて1年たって、新聞社等から「どうですか？」と聞かれることが何件かあります。法の拘束力は、行政の義務、事業者の努力義務ということにはなっていますが、これを機会に個人にも波及効果を及ぼすものだとして期待しております。法の施行と共に私たちも理解啓発について努力します。

知的障害の人は、自ら訴えることができません。以前、知的障害の人が「ちんぷんかんぷんだから？」と言ったことがありました。よくよく聞くと職場の支援員から日常的に言われていたものでした。「この人は何回教えても分からない。ちんぷんかんぷんなんだ」ということを日常的に言われていたんです。その支援員は担当を代わったのですが、次の人は「自分は、この人を障害者だと思っていません。そう思うのは失礼ですから。訓練すればできる人だと思っています」というんです。世の中は、まだこういうことなんだな、と衝撃を受けた出来事でした。

今からいろいろ施策も変わり、差別解消法もできてくる。これから世の中全体が障害者に対する受け止め方、考え方、さらには包括的な社会というものを考える時代になったのだと思えますし、期待するところです。ただ「思いやりを持って」というかけ声だけでは、言うだけの、作っただけのものに終わるんじゃないかと思えます。いろいろな事例を集めて、好事例を発信したり、こういうことが差別になる、ということをしっかりと社会に訴えていければありがたいと思っております。

○会長

ありがとうございました。皆さん、それぞれの現場での経験と、今のお話を折り合わせながら、いろんな感想をお持ちになったかと思えます。今のお話を踏まえて議論をしていきたいと思えます。どうぞ。

○委員

今のお話、まさにそのとおりだと思います。支援者や親の中には「知的障害者はこうしなければわからない」という観念があるのか、手を引っ張ったり、大きな声で注意する場面をみることがあります。社会生活に慣れていくために厳しくやることが必要だと思っている人がいる。今までは、教育の現場でも「教えなければわからない」と体罰を含めて、非常に厳しい教育をすることもあったと思います。

私も、例えば電車の中で障害者をみかけたときに「どうしたらいんだろう。でも、声はかけないでそっとしとけば、だんだん静かになるんだろうな」と思い、見守ることがあります。皆さん、理解はあっても「どうしたらいんだろう。何したらいんだろう」と手を出せないことがあると思います。この辺を少し周りの方が分かるようになって、「知的障害者のこういう場面だったら、こういうふうにすればいい」というのが理解できるようになればいいと思うのです。障害の特性もありなかなか難しさはありますけど。

親も人前で怒鳴る場面があります。私もありました。ただ、やっぱり、自分自身が注意していかなきゃいけない。差別解消法を理解してもらうために、親や家族が、まず考え方を少しずつ変えていかないと。私自身も「こういうことをしていいのかな」と思う場面が多いので、自らが気を付けながら、地域の皆さんにも理解してもらいたいと思ってます。

○会長

ありがとうございました。ただいまのお話を伺って、社会の中で我々が想定している振る舞い方があり、そこから外れることをどこまで許容してくれるか。その範囲が日本の世界は狭いのではないかと感じる場合があります。以前、自閉症の親御さんが「子どもをアメリカへ連れて行くとほっとする。日本に帰ってくると、またこの社会に戻るのかと元気がなくなる」とおっしゃったんです。アメリカの社会は、もともと多様な振る舞い方がある社会であり、さらに自閉症に対するきちんとした理解がある。ある程度のレベルの人を標準にしても、「はるかに日本のほうが狭い」。さらに「日本は思いやりという怪しげな言葉でごまかす社会ではないか」と話されていたことが、今でも胸の中に残っています。障害に関して知識として知っていることが基本的に欠如している。そういうことを含めて、きちんとした教育は足りないと思います。

それから、もう1つは様々な場面での対応。病院や電車の中、相談窓口もそうですよね。その対応の仕方について、ノウハウが必要になる。例えば特別支援学校では、一人ひとりの生徒に対して、どのように対応しているか、そのノウハウは色々なところで役に立つはずだと思っているのですが、いかがでしょうか。

○委員

本日のお話は、特別支援学校の生徒を見るような感じがします。

生徒を受け入れる際は、在席していた中学校からの引き継ぎや、授業のなかで生徒の特性に応じて工夫しながら対応しています。それをまた次の進路

先にお伝えしています。また教員個人の資質や経験によっても変わってくることもあります。

この一年くらい、研修では障害者差別解消法が施行された中で、在学中に子どもたちはなにを学ばよいか、ということが話題になっています。本人が訴える力、伝える力が弱い。伝える力を在学中に身に着けてほしいということが、すごく話題にあがってきています。それをどのように教えるか、そこまではまだ議論されていないのですが、訴える力が弱く、教員の言いなりじゃないですけれども、「指示待ち人間」と言うような感じになってしまう。自分で考えて動くことが苦手なので、小さなことでも自分で考えて動けるようになるために、私たちは指導していかなければいけないと思っていますところ。

今のお話の中で、障害のない方たちが、どう障害のある方々に接するか、その教育現場の理解・啓発に関する話も、先ほど話題にあがっていました。最近では教員免許を取るのに、地域の福祉施設で研修や実習を行っており、本校でも大学生を2日間くらい受け入れています。それまで障害者と接したことがなくて、初めて障害のある高校生と接したら「そんなに私たちと変わらない」とか、「普通に接していればいいんだ」という感想を述べる学生さんが多いです。数としては少なくとも、こういう経験を広げてもらい、教員になったときにも、生かしてほしい。時間はかかるかもしれませんが、そういう経験をした大人が、子どもたちの理解・啓発をやっていけたらよいと思っています。

○会長

ありがとうございます。特別支援学校の場合は、ノウハウがたくさん蓄積され、そういうものがいろんなところで共有されるといいな、と思いながら伺いました。

○学務課長

私は学校関係の予算の配当、就学関係の業務を担当しております。

今日のお話はとても分かりやすかったと思います。私たち役所の人間も、窓口で、障害の有る無しに関わらず、みえた方に丁寧に対応していくことを常に心がけています。さらに、障害があると分かれば、それに付け加えた配慮をしようということを考えるということを目ざして努力して研修等を行っているのが現状だと思っています。

その中で、例えば、車いすの方であれば見てすぐに分かるので、どのような配慮が必要であるか分かる。あるいは難聴の方であればどんな配慮が必要か分かりやすい。逆に言うと、やはり分かりにくいのは知的な課題がある方だと思います。理解が難しい点としては、当事者の感覚がなかなか分からないという部分がすごく大きい。今日のお話の中で、知的障害の当事者がどういう感覚でいるのかということについて、すごくなるほどって思った部分がありました。こういったことをきちんと研修等で職員にも伝えていく。一般の区民の方にも伝えていくということが必要なのかなと思いました。

また年齢が一般で言えば中年ぐらいの方に対して、イベントでハロウィンをやったという話がありました。もし、自分が福祉施設の職員だったらやっちゃいそうだな、という感じがあります。職員としては、理解度等を考えて良かれと思ってやっていると思うのですが、たぶん、それが当事者や保護者の方たちとニーズが違うのだと思うのです。ただ、やってる本人、私だったらたぶん気が付かないかなという感覚を持ちますので、逆に具体的に教えていただく、指摘していただくことがすごく必要かなと思います。

以前、電車にのって知覚障害があるのかな、というのはすぐに分かる方がいました。その方が、空いている電車の中で女性の所に寄っていったことがありました。おそらく、以前混んでいる電車のはずみで、自然に若い女性と肌が触れ合うような経験をしたことがあるのでしょうか。女性はびっくりして他の車両に逃げていきました。このような時、周りにいた私たちは、このとき何をしてあげればいいのか、正直言ってよく分からない。どういう声かけの方法があるのか、何かやってあげることがあるのか、知識がない。今日のお話にあったように、具体的な事例を集めて、「こういったケースは差別に当たるんだよ」とか、「こういったときにはこうしたほうがいんだよ」ということを具体的にたくさん積み上げていくことが、その普及につながっていくのではないかと感じました。そのことが、私たちが窓口で対応するとき役に立っていくのではないかと感じました。ぜひ、こういったことを一緒にやれるといいなと思いました。

○障害者施策推進課長

次のところで、分かりやすい版のパンフレットであるとか、取り組みについてご紹介させていただきたいと思っております。やはり小さなお子さんのときから知っておくべき話もあるだろうということで、今回、分かりやすい版パンフレットについては、小学校、中学校にもお配りし、教育現場と共に一緒にやっていきたいと思っております。また、親切にしたつもりが実は逆差別になっている、ということに私たちも気付かないことがあると思います。先ほど言いました好事例であるとか、良くない事例等を収集したいと考えてございます。その蓄積を行政の取組についても広く普及・啓発というところで生かしていきたいと考えてございます。

○委員

知的障害の体験については特別支援学校やパワーアップカレッジ、地域生活支援センターにおいても取り組んでおります。学校の生徒や相談情報ひろばに関わっている方、ボランティアの方を対象として実施しており、そこに参加して学びたいと思っている人については、提供できること、学びのツールは作っている。親御さんたちを中心に色々なツールがあり、「どこでも行きます」と広報しても、学びたいと思ってくれる人は、ごく一部なんです。普段、関心を持ってない方たちに、参加できるような機会を提供していくためには、障害部署だけではちょっと難しいかと思えます。他の部署を巻き込んでそういう機会を作ることができると良いと思います。以前、精神障害の方の

お話を聞いてとても勉強になりました。やはり障害関係だけでうごいているだけでは地域での理解にはつながっていかないのかなと。その地域に、「そういったツールがあるんですよ。障害者の支援や、その家族がそういったものを作ってますよ」ということが地域住民に安心していただきながら、そういったものを使ってくださいね、っていう後押しをしていただけると、少しずつ、少しずつ、そういう啓発が進んでいくのかなと思います。

○委員

先ほどのお話を伺って、いろんなことを理解させていただきました。ありがとうございます。今まで、障害者と健常者はどうしても壁があって、啓発活動などいろいろしてくださっているんですが、地域の中ではかなり広い壁がある。海外では、小さいときから障害者と一緒に交わり、その中からいろんなものが培われてきたことがあると思うんです。やはり小さいときから障害者の方たちと触れ合っていく。練馬でも、白百合福祉作業所さんが、すぐ近くの小学校の生徒さんと交流を深めていく中で、親御さんの理解が深まり、子どもさんも友達と同じような接し方をして、両方ともが非常にいい関係になっていると伺いました。小学校とか幼稚園とか幼児教育の中に障害のある方との交流をすることが、とても大切なのではないかなと思いました。

そういう経験をとおして、子どもをとおして、また親に、「そうじゃない」とか、「こうだ」とか、「こんなことがあったけど、こうなんだよ」という何か説明も加えてあげられていいのかな、と思いました。

○関保健相談所長

関保健相談所は区内6所ある保健相談所の中で、精神保健、精神障害者について担当しているところです。先日、区内の精神障害者の方を支援している事業者以外の支援者の方を対象とした、精神障害者の方について理解する講座をやってみました。精神障害者の方も、知的障害者の方と同じく、一見、どういう障害があるのかということが、一般の方からは分かりづらい、また、大変、多様性があるという中で、高齢者関係の施設、また保育園の先生も来ていただいて、まずは一般的なさまざまな形の精神障害について理解をしていただきました。その中で、先生から、例えば統合失調症の方の妄想についてのお話に対しては、そんなに強く否定せず、ただし、そんなに妄想に深入りをせずに対応する、というお話がありました。また気分障害の方に対しては、傾聴に努めて、強く励ましたりはしない、というような一般的な対処法も説明がありました。その辺は、「大変参考になった」という感想がありました。ただ、その会のあと、さまざまな現場で支援をされている方から具体的なケースの質問を先生が受けてくださいました。具体例の中では、一つ一つ丁寧にお答えいただきましたが、「本当に個別具体的で総合的に判断をしなければいけないから、こういう可能性もあるし、こういう可能性もある。今、答えは出せないんです」とお話しされていました。そうした個別ケースのノウハウは、それぞれの現場であるので、それを蓄積していくということ。また、最終的には、お一人お一人の障害に合った形での配慮というのが大事だ

という共通認識は社会全体として持っていくことが、あらためて大事だと感じているところです。

○会長

ありがとうございます。大変、大事なご発言をたくさんいただきましたので、共有化したいと思います。伺っていて思ったのは、日常的に業務として関わる方たちのレベルをどう上げていくかという世界がある。それからもう1つは、言ってみれば社会の空気。要するに、情緒的な思いやりではなくて、理性的なアプローチをすることにより、普段は関わらない方が障害者に対応する時のレベルを上げていく話がある。それから、もう1つ、悪意を持ってアプローチする人たち。これ、権利擁護と関わりますが、本当に世の中悪いやつが多い。これは、むしろ虐待防止法とか、犯罪防止法の世界であるんだけど、それを防げるような空気みたいなものをどう作るか。いろんな切り口があるなと思いつつ伺いました。

これは1回では済まない話で、また折に触れて議論をする機会を作りたいと思った次第でございます。本当にありがとうございました。また引き続き議論させていただければと思います。

それでは、つぎの議題に移ります。資料1, 2で障害者差別解消法の啓発用のパンフの活用と作成について、それから、平成29年度の差別解消の推進に関する取り組みについて、説明をお願いいたします。

○事務局

資料1, 2の説明

○会長

ありがとうございました。

例えば白杖については、ほぼ社会的なコンセンサスができていますが、ヘルプマークってある種のラベリングをすることとも関係ある。内部障害の方が優先席に座っていて、「なんで、おまえ、そんな若いのに座ってるの」と怒鳴られた。またヘルプマークをみせると「それ、なんだ」と言って怒鳴られた人がいる。これは、先ほどの社会の理解とここをどう組み合わせるかという話だなと思います。この議論は1回で終了する話ではないので、ぜひ、また、折に触れていろんな機会に議論を伺う機会を作りたいと思いますので、それぞれの場で一つよろしく願いをいたします。それでは最後に事務局からお願いします。

○事務局

ありがとうございました。次回は平成29年度に入りますが、日程につきましては、会長と副会長とご相談して委員の皆さまご連絡いたします。

○会長

それでは、本日はこれで終了します。ありがとうございました。

以上